

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成20年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「安心実現のための緊急総合対策」が決定され、このうち生活者の不安の解消、住まいと防災対策、低炭素社会の実現及び中小企業等の活力向上の緊急性や政策効果の高い施策を実施するための「平成20年度補正予算」が10月16日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

平成20年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成20年4月1日付け国会公第212号により種々御配慮をお願いしているところであるが、補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会事務局)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 今後の所管事業の執行に当たっては、平成20年度補正予算による追加事業も含め、円滑かつ着実に実施すること。
また、災害復旧事業については、特にその早期実施に努めること。
2. 入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、可能な限り一般競争入札方式等の手続に要する期間の短縮に努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した概算数量発注の積極的活用等により、引き続き事務の改善及び効率化に努めること。
3. 平成20年6月17日に閣議決定された「平成20年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。